

千葉市公告第327号

千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱第3条の規定により、谷津田等の保全区域を指定したので、同要綱第3条第3項の規定により公告します。

平成18年8月22日

千葉市長 鶴岡 啓一

### 1 保全区域の指定の目的

長い間、水田や雑木林等における農的な営みと共に育まれてきた谷津田の自然の多様な生態系や自然的景観を保全し、もって市民のうるおいと安らぎのある生活に資することを目的とする。

### 2 保全区域の指定の概要

#### (1) 指定する保全区域の名称

小山地区（千葉市緑区小山町）

#### (2) 指定する保全区域の地番

千葉市緑区小山町225番、227番1、228番、232番1、232番2、232番3、233番、235番、288番2、289番、294番2、297番、298番、306番、307番、308番、309番、310番、314番。計19筆。

#### (3) 指定する保全区域の面積

18,581平方メートル

### 3 保全区域内での行為制限

要綱第6条の規定により、耕作、森林施業等の支障となる行為等、及び建築物その他の工作物等の建築、築造、移転又は撤去、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、土地の形質の変更等の制限を行うこと。

【区域図は次ページ】